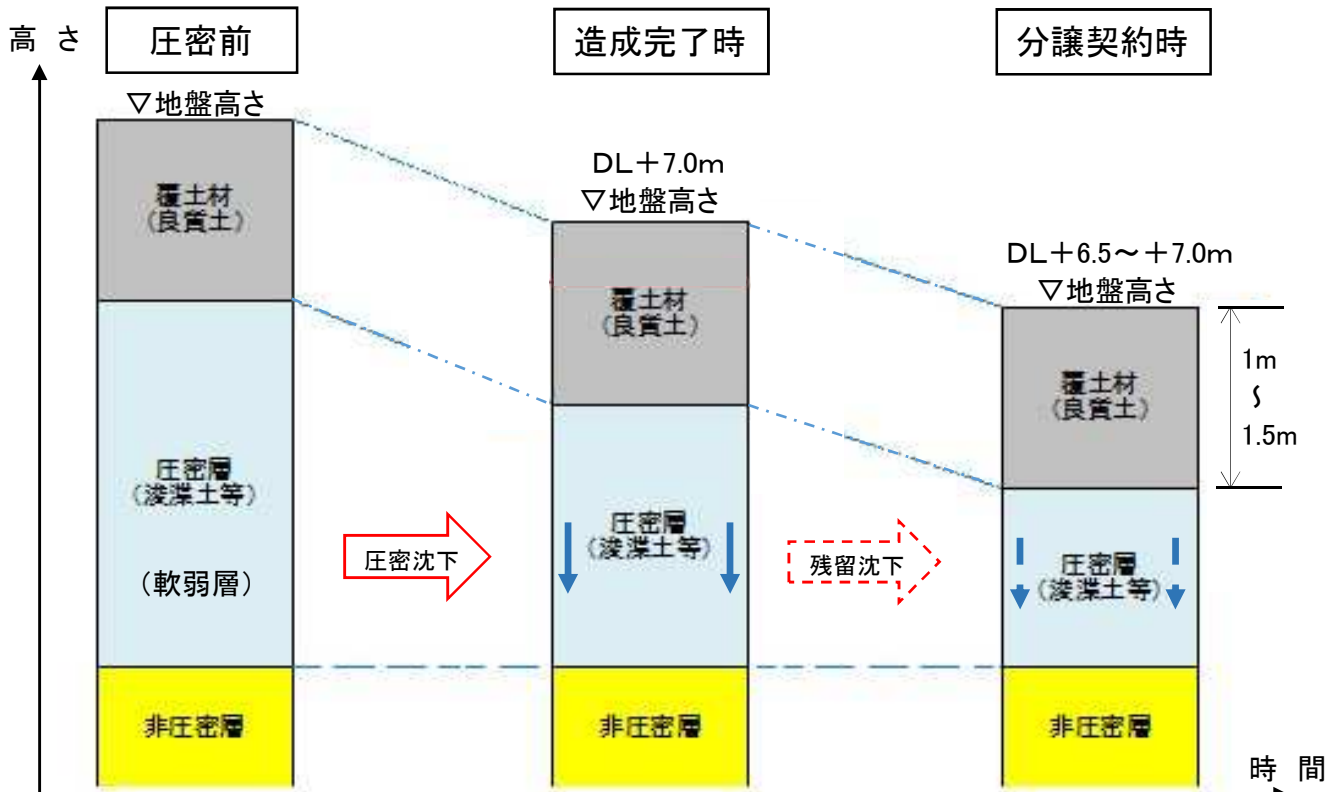


苅田港新松山臨海工業団地 第2期分譲地の地盤高さについて



分譲箇所の圧密前～分譲契約時までのイメージ図

※ 地盤高さについて

- 1 分譲地は、浚渫土を利用して埋立てをしており、造成にあたっては、その浚渫土等の圧密を行っています。
- 2 造成完了時の地盤高さは、許容残留沈下量50cmを見込んで、DL+7.0mで整地を行っています。
- 3 造成完了後も沈下が生じることがあり、分譲契約時の地盤高さは、DL+6.5m～+7.0mの範囲となります。
- 4 許容残留沈下量は、地点ごとに異なるため、地盤高さは均一ではなく、不陸が生じることがあります。
- 5 覆土材(良質土)は、地表面から最低でも1.0mを確保しています。
- 6 地点ごとに地層は異なりますので、建築物を計画される際は、詳細な地質調査を実施してください。

* DL+7.0mは、T. P. +4.94mのことです。

問合せ先：福岡県港湾課
TEL：092-643-3674